

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.1】

補助金名称	公立大学法人旭川市立大学施設整備設計等補助金									
補助金の性格	団体への補助(事業費補助)					始期	R5		終期	R7(予定)
予算事業名	旭川市立大学施設整備補助金					(事業コード)		041326		
所管部署	総合政策 部 公立大学 課					係	電話番号		内2619	
交付先(団体、個人等)	公立大学法人旭川市立大学(設立団体:旭川市)									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		公立大学法人旭川市立大学							
	(意図) どういう状態にしたい		令和8年4月に旭川市立大学新学部が設置され、より魅力的な公立大学になっている。							
対象事業等の内容	・公立大学法人旭川市立大学が実施する新学部の施設整備に係る基本設計及び実施設計、測量調査、地質調査に係る委託料のうち、旭川市長が認めるものとする(令和6年当初予算)。 ・公立大学法人旭川市立大学が実施する新学部の施設整備に係る建築、電気設備、機械設備に係る工事費及び工事監理に係る委託料のうち、旭川市長が認めるものとする(令和6年第3回定例会補正予算)。									
積算方法	補助金額は、補助対象経費の額で、本市の予算の範囲内において決定する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			1	2						
成果指標と過去5年間の実績	①					②				
	単位:					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
			5その他に記載	5その他に記載						

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金(建設分)				26,730	460,918	1,528,406
		市補助金(備品分)						20,000
		協議会負担						
		その他						
	収入合計				26,730	460,918	1,548,406	
	市補助率(%)				100.0%	100.0%	98.7%	
	支出合計				26,730	460,918	1,548,406	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越				0	0	0		
市負担額	一般財源				26,730	48,818	152,906	
	特定財源					412,100	1,395,500	
	人件費	正職員	人工金額			0.2	0.3	0.3
					1,551	2,350	2,423	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計				28,281	463,268	1,550,829	
受益対象者数					1,514	1,514	1,514	
補助金単位コスト(単位:円)					18,680	305,989	1,024,326	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である 補助金交付要綱に規定する実績報告に基づき内容を精査したところ、適合していると認められた。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◆ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	■ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
		◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する
	2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		地方独立行政法人法に基づいて本市が設置した公立大学法人であり、当該法人による大学の運営は公益性がある。なお、同様の事業を行っている民間団体等がない。	■ 公益性が高い
	3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない
		(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		新学部の設置については、本市が議会の議決を経て制定した中期目標に基づき、公立大学法人旭川市立大学に指示している状況にある。	■ 必要性が高い
4 効果	4 効果		□ 必要性が高いとは言えない
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		公立大学法人旭川市立大学における施設整備(設計作業、工事施工、工事監理など)を円滑に進めることができた。	■ 効果が高い
5 その他	5 その他		□ 効果が高いとは言えない
		「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(3)補助率の参考基準:新学部の設置については、公立化以前から本市で検討を続けてきた経過があり、本市が制定する中期目標において公立大学法人旭川市立大学に設置を指示している状況にあること、また、既存学部の運営と並行した取組であり、公立化間もない当該法人の安定運営を図るため特段の支援が必要な状況にあることを考慮すると、補助率を定めて交付する手法は適していない。 令和5年度及び6年度の成果指標と実績:公立大学法人が現在実施している新学部設置の施設整備の補助対象経費について、補助を行っているところである。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	—
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
—	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	令和8年4月の新学部設置に向けて準備を進めることにより、旭川市立大学がより魅力的な公立大学になることに資する事業である。(令和7年度終了予定)
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.2】

補 助 金 名 称	旭川市国際交流委員会負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費及び運営費補助)					始期	H2		終期	—
予 算 事 業 名	国際交流振興費					(事業コード)		073101		
所 管 部 署	総合政策 部		都市交流 課			係	電話番号		内線 80-2531	
交付先(団体、個人等)	旭川市国際交流委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川市国際交流活動基金条例で定める国際交流活動事業及びその事業を実施する旭川市国際交流委員会							
	(意図) どういう状態にしたい		国際交流活動の振興を図り、本市の国際化を推進する。							
対象事業等の内容	旭川市国際交流活動基金条例で定める国際交流活動事業(①国際ボランティア活動の振興事業、②語学研修団体(営利団体を除く。)の育成事業、③ホームステイボランティアの振興事業、④通訳ボランティアの活動助長事業、⑤研修会、講演会等の開催事業、⑥その他本市の国際親善交流振興のために特に必要な事業)									
積算方法	旭川市国際交流委員会の運営及び対象事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 実施事業数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	96	81	102	106	108					
成果指標と過去5年間の実績	① 参加者数及び利用者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	7,720	5,433	7,459	9,376	9,952					

2 収支状況等 単位:千円

			令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越	907	940	754	1,119	2,671	
		市補助金	7,000	7,000	7,000	5,765	5,600	
		国際交流団体負担金	270	270	270	270	270	
		事業収入	306	574	844	1,196	1,612	
		その他	1	0	0	86	0	
	収入合計		8,484	8,784	8,869	8,436	10,153	
	市補助率(%)		82.5%	79.7%	78.9%	68.3%	55.2%	
	支出合計		7,544	8,030	7,750	5,765	10,153	
	うち食糧費、交際費		0	0	91	124	231	
	次年度繰越		940	754	1,119	2,671	0	
市負担額	一般財源							
	特定財源		7,000	7,000	7,000	5,765	5,600	
	人件費	正職員	人工	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
			金額	75	77	78	78	81
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		7,075	7,077	7,078	5,843	5,681	
受益対象者数			5,433	7,459	9,376	9,952	11,561	
補助金単位コスト(単位:円)			1,302	949	755	587	491	
適格性			◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			旭川市国際交流委員会負担金交付要綱の規定に従い、適正に処理している。 負担金額を要領に基づいて返還しており、繰越金は妥当である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・民営化、自立化の余地がない。	■ 公益性が高い
		・各種事業の実施を通し、本市及び近隣市町村の住民に対し国際交流の機会を提供しており、国際理解が促進されているほか、余暇活動の充実にも寄与している。	□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・類似したサービス等を提供する団体等がない。	■ 必要性が高い
		・旭川市国際交流活動基金条例で定める国際交流活動事業を実施するために設置された団体であり、補助金がなくなった場合、事業の維持が困難である。	□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・市民に対して、身近に異文化と触れ合う機会を提供している。	■ 効果が高い
		・助成金や参加者負担金を活用し、費用対効果の高い事業を実施している。	□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(3)補助率の参考基準 交付先は旭川市国際交流活動基金条例で定める国際交流活動事業を実施するために設置された団体であり、不特定多数を対象に採算性が低く公益性が高い事業を実施しており、補助率を定めて交付することは妥当ではない。	
		(4)見直し期間 本負担金の交付対象である旭川市国際交流委員会は、本市の有する文化的及び経済的特性を活用し、市民と外国人との交流等の事業を行うことで、国際交流活動の振興を図り、本市の国際化に寄与することを目的として設立された団体であり、この目的実現のために継続的な事業実施が必要であることから、終期を設定することは妥当ではない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市国際交流委員会負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	寄付金を募るなど財源の確保、事業の在り方について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	ふるさと納税について、積極的な情報発信により広く周知し、寄附が増加するよう努めた。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	本負担金の財源である旭川市国際交流活動基金は、近年の低金利により基金状況が悪化しており、将来的な枯渇が危惧される。
解決に向けた取組	安定した事業継続のため、事業の効率化を進めるとともに、各種助成金などの他財源を活用する事業を実施する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域の国際化推進や多文化共生社会の実現に向けて、行政と同委員会が連携を図りながら継続的に実施する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.3】

補 助 金 名 称	旭川市姉妹友好都市青少年交流補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H18		終期	-
予 算 事 業 名	国際親善交流費					(事業コード)		073102		
所 管 部 署	総合政策 部		都市交流 課			係	電話番号		内線 80-2531	
交付先(団体、個人等)	旭川・ブルーミントン・ノーマル姉妹都市委員会、日韓親善野球実行委員会、日韓親善少年サッカー交流事業実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		派遣又は受入により姉妹友好都市と青少年(おおむね小学校高学年から高校生相当の年齢にある者)交流事業を行う団体							
	(意図) どういう状態にしたい		本市と海外の姉妹友好都市との青少年交流を促進し、本市の次代を担う幅広い視野を持つ国際性豊かな人材を育成するとともに、姉妹友好都市との相互交流を一層図る。							
対象事業等の内容	①姉妹都市ブルーミントン・ノーマル市との青少年交流事業の派遣・受入に要する経費の一部を補助するもので、本市と姉妹友好都市との交流を一層促進するとともに、本市の次代を担う幅広い視野を持つ国際性豊かな人材を育成する事業 ②姉妹都市水原市の少年野球チームを受入れし、交流試合やホームステイを通じて相互理解と友好親善の推進を図る日韓親善野球事業 ③姉妹都市水原市の少年サッカーチームを受入れし、交流試合やホームステイを通じて相互理解と友好親善の推進を図る日韓親善少年サッカー事業									
積算方法	補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で決定する。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 実施事業数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	1	0	2	3					
成果指標と過去5年間の実績	① 参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	17	1	0	64	11					

2 収支状況等 単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		47		930	1,281	2,050
		参加者負担				190		5,490
		負担金、協力金				2,793		432
		事業収入				175	564	1,250
		その他		47		2,220	840	342
	収入合計		94		6,308	2,685	9,564	
	市補助率(%)		50.0%		14.7%	47.7%	21.4%	
	支出合計		94		6,308	2,685	9,564	
	うち食糧費、交際費		0		2,553	243		
次年度繰越		0		0	0	0		
市負担額	一般財源		0					
	特定財源		47		930	1,281	2,050	
	人件費	正職員	人工	0.01		0.01	0.01	0.01
			金額	75		78	78	81
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		122		1,008	1,359	2,131	
	受益対象者数		1		64	11	93	
補助金単位コスト(単位:円)		122,000		15,750	123,545	22,914		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			補助金交付要綱に規定する実績報告に基づき内容を精査したところ、適合していると認められた。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	☐ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	■ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☐ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	☐ 有(4年未満)
			☐ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	☐ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	☐ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・本市の姉妹友好都市との友好親善に資する事業である	■ 公益性が高い
		・青少年交流事業における訪問団等の相互派遣や親善大会等を通じて、参加青少年のみならず、多くの市民に各都市との交流の周知や参加機会が提供されており、国際理解が促進されている	☐ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・類似したサービス等を提供する団体等がない	■ 必要性が高い
		・廃止した場合には参加者負担金の値上げ等の対応が必要になり、事業継続が困難となる	☐ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・本市青少年の海外姉妹友好都市との交流に貢献している	■ 効果が高い
		・交流により、青少年の国際感覚の涵養及び姉妹友好都市との友好親善が促進されている	☐ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		(1)対象経費:食糧費については、姉妹友好都市からの青少年受入に係る経費のみを補助対象とし、それ以外は補助対象外としている。	
		(4)見直し期間:姉妹友好都市との交流は継続して実施することが望ましく、終期を設定することはなじまない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市姉妹友好都市青少年交流補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	寄付金を募るなど財源の確保、事業の在り方について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和4年度	ふるさと納税について、積極的な情報発信により広く周知し、寄附が増加するよう努めた。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	本負担金の財源である旭川市国際交流活動基金は、近年の低金利により基金状況が悪化しており、将来的な枯渇が危惧される。
解決に向けた取組	安定した事業継続のため、事業の効率化を進めるとともに、事業の実施においては適正な受益者負担額を設定する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	姉妹友好都市との交流を一層促進するとともに、幅広い視野を持つ国際性豊かな人材の育成に資する事業であり、本市の国際化推進とまちづくりに活力を与える事業である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.4】

補 助 金 名 称	旭川・水原姉妹都市提携35周年記念事業実行委員会負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費及び運営費補助)					始期	R6		終期	R6
予 算 事 業 名	(新)旭川・水原姉妹都市提携35周年記念事業費					(事業コード)	073110			
所 管 部 署	総合政策 部		都市交流 課			係	電話番号		内線802532	
交付先(団体、個人等)	旭川市・水原市姉妹都市提携35周年記念事業実行委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		姉妹都市である韓国水原市との姉妹都市提携35周年記念事業を実施する関係団体及び機関等で構成された実行委員会							
	(意図) どういう状態にしたい		本市と韓国水原市との姉妹都市提携35周年記念事業の実施により、両市の友好交流の促進を図る。							
対象事業等の内容	本市をはじめ旭川日韓友好親善協会や商工会議所、各種交流団体等により構成された当該実行委員会が実施する両市の大規模イベントに合わせた各種訪問団の相互派遣、交流経過や伝統・文化の紹介など、両市の友好交流や相互理解を促進する事業である。									
積算方法	旭川・水原姉妹都市提携35周年記念事業負担金交付要綱に定める交付対象経費の総額から、他団体からの負担金等を控除した額を上限とし、予算の範囲内とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 実施事業数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					9					
成果指標と過去5年間の実績	① 参加者数及び利用者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					305,883					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					0	
		市補助金					3,756	
		道補助金					1,700	
		他団体負担金					345	
		事業収入					597	
		その他					747	
		借入金					1,600	
	収入合計						8,745	
	市補助率(%)						43.0%	
	支出合計						8,745	
市負担額	うち食糧費、交際費						1,443	
	次年度繰越						0	
	一般財源						1,756	
	特定財源						2,000	
	人件費	正職員	人工金額				0.40	
							3,133	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計						6,889	
	受益対象者数						305,883	
	補助金単位コスト(単位:円)						23	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
	会計処理等		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			旭川・水原姉妹都市提携35周年記念事業負担金交付要綱の規定に従い、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	□ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	■ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内		
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		■ 有(4年未満)	
◆ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◇ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	・本市の姉妹都市である韓国水原市との友好親善に資する事業である。 ・両市の大規模イベントに合わせて、年齢や興味度合いの異なる多くの方を対象に、両市の交流や日韓の伝統・文化を紹介する取組を実施した。	■ 公益性が高い	
3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	・両市の姉妹都市提携を記念したイベント等を実施するために、官民一体となって友好交流の促進を図るものであることから、負担金交付による支援が必要である。	■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	・本市と水原市の友好交流が促進された。 ・多くの市民に両市の交流を周知したほか、両国の伝統・文化・食などを紹介事業を通じて相互理解を深めることができた。	■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	(1)対象経費:「食糧費及び交際費の執行基準(平成16年4月1日付け企画財政部長通知)」を準用し、食糧費を対象としている。 (3)補助率の参考基準:当該実行委員会は、姉妹都市である水原市との周年事業を実施するために設立された団体であり、補助率を定めて交付することは性格上なじまないものである。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	—
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
—	
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	—
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)